

弁護士が
自身で確定申告を行うために必要な解説書

自分で
進める

弁護士のための

弁理士
司法書士
対応

確定申告と

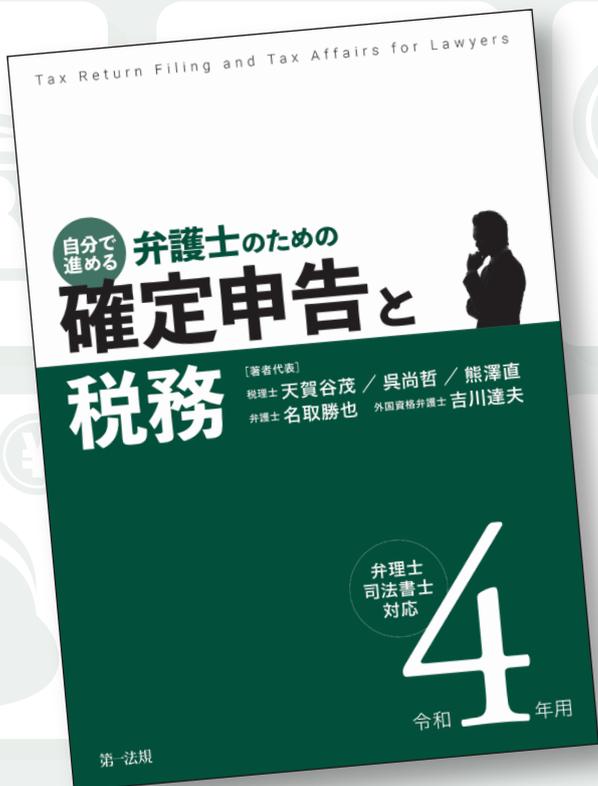
令和 4 年用

税務

[著者代表]

天賀谷茂 吳尚哲 熊澤直 名取勝也 吉川達夫

B5判/224頁 定価:3,190円(本体:2,900円+税10%)



本書の特長

確定申告の基礎から最新の税制改正まで確認できる一冊!

弁護士特有の支出・必要経費の税務処理に充実のFAQで解説。

冒頭に最新の税制改正情報をまとめているため、毎年の変更点をすぐに確認できる!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

税制改正のポイントも解説し、 弁護士の正しい確定申告をサポート！

Contents

最新情報

I 令和4年確定申告ハイライト

記帳実務編

- I 利益のしくみと確定申告
- II 記帳の種類と方法
- III 利益計画の立て方
- IV 月次決算書の読み方
- V 事務所開設時のお金の流れを把握する

主な税務申告 基礎編

- I 確定申告の必要性
- II 所得の種類と必要経費、所得控除
- III 白色申告のポイント
- IV 青色申告のポイント
- V 申告書の提出
- VI 消費税
- VII 中間申告の基礎
- VIII 源泉所得税と年末調整
- IX 消費税申告

主な税務申告 士業編

- 小規模・中規模事務所弁護士と税務
- 大規模事務所弁護士と税務
- 外国資格弁護士と税務
- 企業内弁護士と税務
- 弁理士と税務
- 司法書士と税務

確定申告のトラブル

- I 確定申告、実務上のトラブルと注意すべきポイント
- II 具体的なトラブル事例

資料編

重要判例

最新情報

ここでは令和3年分の確定申告に際して参考となる最新情報をご紹介します。

I 令和4年確定申告ハイライト

日本の税法は、その時代の経済情勢や社会状況にあった制度とするために、毎年改正が行われています。令和3年分の所得課税と消費税の申告を行うにあたり、観点で確定している改正事項を以下でご紹介しますので、今後の申告に役立てていただければ幸いです。

1 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う取扱い

- (1) 納税期の特例と申告期限の延長
令和3年の申告では、感染対策を十分に講じたことができない中で確定申告であったため、申告期限が一時的に延長されました。
- (2) 納付金の取扱い
新型コロナウイルス感染症対策により、納税申告日が延長されたことに伴い、一定の要件を満たす事業者については、一時支戻金、月次支戻金、感染拡大対応支戻金、雇用調整助成金等の支給が認められています。

FAQ

小規模・中規模事務所弁護士と税務

①-1 交通系ICカードの電子マネーで、コンビニエンスストア等の会計をすることがあります。チャージの履歴をまとめて申告して問題ありませんか。

A 買い物時の領収書をもとに必要経費として計算し、確定申告することとなります。交通系ICカードへの電子マネーのチャージ自体は領収書がないため、その支払をした際に領収書と合わせる必要があります。

①-2 会社役員、執事、大学講師などしていると、交通費や雑費などで、どの業種での支出であったかわからなくなることがあります。領収書は業種ごとに分けた方がよいのでしょうか。

A 業種ごとに領収書を発行する必要があります。領収書に記入する領収番号、領収番号と氏名欄には個人名は、領収番号には領収番号を記載します。それぞれの領収番号ごとに領収書を発行する必要があります。業種ごとに領収書を発行し、領収書に記入する領収番号を併記して申告する必要があります。

①-3 会社役員、執事、大学講師などしていると、住所をどこにするか悩む場合があります(納税地)。事務所、自宅、どちらでもよいのでしょうか。また、大学講師の場合は自宅を指定してよいのでしょうか。

A 個人事業主の納税地は、原則として、住所(居住)になります。ただし、住所以外の場所に事務所や店舗がある方は、納税地を選択することができます。事務所や店舗の所在地で納税を行いたい場合は「所得-消費税の納税地の変更に関する届出」を住所および事務所や店舗の所在地の両方の管轄税務署に提出する必要があります。届出期間は指定定められていませんが、すみやかに提出するようにしましょう。

①-4 納付額からセラーの控除があり、納税も「納税額」で10万円以内になりました。この場合、源泉徴収や消費税の扱いはどうすればよいのでしょうか。

A 消費税の扱いによって計算が変わります。「消費戻金」なので「消費戻金」の欄を確定申告の上、以下のように源泉所得税を計算することになります。

消費戻金の場合
① 売上総額：10000×100%＝10000
② 消費税額：10000×10%＝1000
③ 消費戻金：10000×10%＝1000
④ 消費戻率：1000/10000＝10%

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

書名	価格	部数
令和4年用 自分で進める 弁護士のための確定申告と税務 弁理士・司法書士対応 [077206]	定価 3,190円 (本体 2,900円 + 税10%)	部

* 弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

* 消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

* 現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

* 代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	* 送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	--

〒 _____ 年 月 日

ご住所 _____

事務所名 _____ 公用 私用

フリガナ _____ TEL _____

ご氏名 _____ 様 E-mail _____

お客様より預かりた個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報に関するお問い合わせは、お問い合わせ先へお問い合わせください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印

併確定申告R4(077206) 2021.12 BP